

令和6年12月23日

医療法人若葉会 行動計画（第4回）

職員が働きやすい職場となるよう、常に見直しを行い特に女性社員が結婚後も継続して就業できるよう、雇用環境整備を行い次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2025年1月1日～2029年12月31日までの5年間

2 内容.

目標 1

従業員全員の所定外労働時間を1人当たり年間120時間未満とする。

〈 対策 〉

2025年1月～ 従業員全員の所定外労働時間を把握、原因分析

2026年1月～ 所定外労働時間減少にむけて、管理職にて業務改善検討

2026年4月～ 所定外労働時間減少にむけて、業務改善を実行

目標 2

育児休業を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・バランスに関する評価項目の検討

〈対策〉

2025年1月～ 管理者による人事評価項目の検討

2026年1月～ 人事評価制度にワーク・ライフ・バランスの評価項目の追加

目標 3

全職員が有給取得日数の60%以上消化する

〈 対策 〉

2025年1月～ 再度有給休暇の取得状況を把握する

2026年1月～ 全職員に有給取得日数の60%以上を消化する事を周知徹底する

徳島市西新浜町1丁目6番25号
医療法人若葉会近藤内科病院